

政令第七十六号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（電気通信事業法施行令の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百二十八条第一項」の下に「（法第四百四十三条の十五において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条中「第二百二十八条第四項」の下に「（法第四百四十三条の十五において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「法第二百二十八条第一項」に改める。

第八条中「第三百三十二条第二項第五号」を「第三百三十二条第四項の政令で定める同条第二項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第四百四十三条の十五において準用する法第三百三十二条第四項の政令で定める同条第二項第五号の対

価の額の基準は、別表第二のとおりとする。

第十三条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第一中「第八条関係」を「第八条第一項関係」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第八条第二項関係）

一 土地

種類	単位	金額（年額）			
		田	畑	塩田	宅地
使用面積を単位として対価の額を定める	使用面積一・七平方メートルまでごとに	一、八七〇円	一、七三〇円	三六〇円	一、五〇〇円
					一八〇円
					その他

<p>土地の所有者 物であつて、 められる工作 当であると認 めることが適 対価の額を定 を単位として 本数又は個数</p>	<p>ことが適当で あると認めら れる工作物と して総務省令 で定めるもの</p>
<p>ことに</p>	
<p>一本又は一個</p>	
<p>一、八七〇円</p>	
<p>一、七三〇円</p>	
<p>三六〇円</p>	
<p>一、五〇〇円</p>	
<p>一八〇円</p>	

---

(所有権以外  
の権原に基づ  
きその土地を  
使用する者が  
あるときは、  
その者及び所  
有者。次項に  
おいて同  
じ。)の利益  
に及ぼす影響  
が大きくない  
ものとして総  
務省令で定め

---

---

---

---

---

---

---

---

---

るもの	本数又は個数 を単位として 対価の額を定 めることが適 当であると認 められる工作 物であつて、 土地の所有者 の利益に及ぼ す影響が大き いものとして 総務省令で定	一本又は一個	三、七四〇円	三、四六〇円	七二〇円	三、〇〇〇円	三六〇円
-----	--	--------	--------	--------	------	--------	------

めるもの

二 土地に定着する建物その他の工作物

鉄塔等を支持する場所一箇所ごとに

年額 一、五〇〇円

(電気通信紛争処理委員会令の一部改正)

第二条 電気通信紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「並びに第百五十七條の二第二項」を、「第百五十七條の二第二項並びに第百五十七條の三第二項」に改める。

第七条第一項中「並びに第百五十七條の二第四項」を、「第百五十七條の二第四項並びに第百五十七條の三第四項」に改める。

第十五条中「及び第百五十七條の二第二項」を、「第百五十七條の二第一項及び第百五十七條の三第一項」に、「及び第百五十七條の二第三項」を、「第百五十七條の二第三項及び第百五十七條の三第三項」に改める。

(地方自治法施行令及び国有財産法施行令の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「認定電気通信事業者」の下に「及び同法第四百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者」を加える。

- 一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十九条の四第一項第六号
  - 二 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十二条の五第六号
- （土地区画整理法施行令の一部改正）

第四条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第二十三号中「施設」の下に「及び同法第四百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する施設」を加える。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに掲げるもの並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十八条第一項の規定の適用がある線路

及び空中線並びにこれらの附属設備」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げるもの

ロ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十八条第一項の規定の適用がある線路若しくは空中線又はこれらの附属設備

ハ 電気通信事業法第四百十三条の十五において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項の規定の適用がある同法第四百十三条の二第一項に規定する鉄塔等

（首都圏近郊緑地保全法施行令等の一部改正）

第六条 次に掲げる政令の規定中「又は」を「若しくは管理に係る行為又は同法第四百十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する設備の設置若しくは」に改める。

一 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）第三条第二十一号

二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）第六条第二十一号

三 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第三条第二十四号

(文化財保護法施行令の一部改正)

第七条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項第二号中「基幹放送」を「認定鉄塔等提供事業(同法第四百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業をいう。)、基幹放送」に改める。

(沖縄振興特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正)

第八条 次に掲げる政令の規定中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に改める。

一 沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)第二条第二号

二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五

号)第二十七条第五号

(総務省組織令の一部改正)

第九条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第九十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 電気通信事業法第四十三条の二第一項に規定する鉄塔等提供事業の認定に関すること。

## 附 則

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日

(令和八年五月二十七日) から施行する。

## 理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

目次

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）（第一条関係）	1
○電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）（抄）（第二条関係）	10
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第三条関係）	12
○国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）（第三条関係）	14
○土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）（第四条関係）	15
○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）（抄）（第五条関係）	21
○首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）（抄）（第六条関係）	24
○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）（第六条関係）	29
○都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）（第六条関係）	34
○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）（第七条関係）	40
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（第八条関係）	45
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第八条関係）	48
○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（第九条関係）	51



○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（使用権の設定できない土地等）</p> <p>第六条 法第百二十八条第一項（法第百四十三条の十五において準用する場合を含む。）の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 公共空地（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項第一号に規定する公共空地をいう。次条第三号において同じ。）</p> <p>二 道路及び道路予定区域（それぞれ道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域をいう。次条第四号において同じ。）</p> <p>三 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設（それぞれ都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、同法第三十三条第四項に規定する公園予定区域及び同項に規定する予定公園施設をいう。次条第五号において同じ。）</p> <p>四 河川区域及び河川予定地（それぞれ河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川区域及び同法第五十六条第一項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川予定地をいう。次条第六号において同じ。）内の</p>	<p>（使用権の設定できない土地等）</p> <p>第六条 法第百二十八条第一項</p> <p>の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p>

土地（同法第七条に規定する河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。次条第六号において同じ。）

五 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域

六 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産であつて、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させているもの（前各号に該当するものを除く。）

七 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第四項に規定する普通財産であつて、国又は他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため国又は当該他の地方公共団体に貸し付け、又は貸付け以外の方法により使用させているもの（第一号から第五号までに該当するものを除く。）

（行政財産等を管理する者等）

第七条 法第二百二十八条第四項（法第四百四十三条の十五において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次の各号に掲げる行政財産等（法第二百二十八条第一項に規定する行政財産等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産（第四号から第六号までに掲げるものを除く。） 当該行政財産を所管する各省各庁の長（同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。第八号において同じ。）

二 地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産（第四

五（同上）

六（同上）

七（同上）

（行政財産等を管理する者等）

第七条 法第二百二十八条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる行政財産等（同条第一項に規定する行政財産等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一（同上）

二（同上）

号から第六号までに掲げるものを除く。) 当該行政財産を所有する地方公共団体の長

三 公共空地 港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)

四 道路及び道路予定区域 道路管理者(高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。))及びその道路予定区域にあつては国土交通大臣(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路及びその道路予定区域にあつては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構)をいい、高速自動車国道以外の道路及びその道路予定区域にあつては道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第十二条本文の規定により国土交通大臣が新設又は改築を行う同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道にあつては国土交通大臣、道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社)をいう。)

五 都市公園、公園予定区域及び予定公園施設 公園管理者(都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。)

六 河川区域及び河川予定地内の土地 河川管理者(河川法第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者(同法第九条第二項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定により、同法第二十四条の規定に基づく権限に

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

属する事務を行い、又はその権限を代わつて行う者があるときは、その者)をいう。

七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域 防衛大臣  
八 前条第六号に掲げる普通財産 当該普通財産を所管する各省各庁の長

九 前条第七号に掲げる普通財産 当該普通財産を所有する地方公共団体の長

(土地等の使用の対価の額の基準)

第八条 法第百三十二条第四項の政令で定める同条第二項第五号の対価の額の基準は、別表第一のとおりとする。

2| 法第百四十三条の十五において準用する法第百三十二条第四項の政令で定める同条第二項第五号の対価の額の基準は、別表第二のとおりとする。

(手数料)

第十三条 法第百七十四条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

(削る)

七 (同上)

八 (同上)

九 (同上)

(土地等の使用の対価の額の基準)

第八条 法第百三十二条第二項第五号の対価の額の基準は、別表第一のとおりとする。

(新設)

第十三条 法第百七十四条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

附則

1| この政令は、公布の日から施行する。

2| 法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第百二十五号)第二条の規定による改正前の法第九十四条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

(削る)

別表第一(第八条第一項関係)

一 山林		
種 類	単 位	金 額 (年 額)
裸線又は被覆線	本柱一本ごとに	一、二一〇円
ケーブル	本柱一本ごとに	八七〇円

二 山林以外の土地

種 類	単 位	金 額 (年 額)			
		田	畑	塩 田	宅 地
本柱 木柱(H柱又は人形柱を除く。)、コンクリート柱若しくは鉄柱一本又は鉄塔の使用面積一・七平方メートルまでごとに	H柱又は人形柱一本ごとに	七〇円	三〇円	三六〇円	一、五〇〇円
		一、八〇円	一、七〇円	一、五〇〇円	一八〇円
		三、七〇円	三、四〇円	七二〇円	三、〇〇円
		四〇円	六〇円	〇〇円	三六〇円

3| 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第五十八号)附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法第九十四条の政令で定める審議会は、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

別表第一(第八条関係)

一〇三 (同上)

支線 又は 支柱	一本ごとに	一、八 七〇円	一、七 三〇円	三六〇 円	一、五 〇〇円	一八〇 円
附属 設備	線路保護用柱 、水底線標示 柱、支線柱、 標柱又は標石 一本ごとに	一、八 七〇円	一、七 三〇円	三六〇 円	一、五 〇〇円	一八〇 円
その 他の 設備	ハンドホール 又はマンホー ル一個ごとに	三、七 四〇円	三、四 六〇円	七二〇 円	三、〇 〇〇円	三六〇 円
	使用面積一・ 七平方メート ルまでごとに	一、八 七〇円	一、七 三〇円	三六〇 円	一、五 〇〇円	一八〇 円

三 土地に定着する建物その他の工作物

線路を支持する場所一箇所ごとに 年額 一、五〇〇円

別表第二(第八条第二項関係)

一 土地

種類	単位	金額(年額)			
		田	畑	塩田	宅地 その他
使用面積 を単位と して対価 の額を定	使用面積 一・七平 方メート ルまでご	一、八 七〇円	一、七 三〇円	三六〇 円	一、五 〇〇円

(新設)

地を使用 きその土 原に基づ 以外の権 (所有権 の所有者 で、土地 物であつ れる工作 と認めら 当である ことが適 を定める 対価の額 位として 個数を単 本数又は めるもの 省令で定 して総務 工作物と められる あると認 が適当で めること	一本又は 一個ごと に	一本又は 一個ごと に
	七〇円	一、八
	三〇円	一、七
	三六〇円	
	〇〇円	一、五
	一八〇円	

する者が あるとき は、その 者及び所 有者。次 項におい て同じ。 の利益 に及ぼす 影響が大 きくない ものとし て総務省 令で定め るもの	本数又は 個数を単 位として 対価の額 を定める ことが適 当である と認めら れる工作 物であつ
一本又は 一個ごと に	
三、七 四〇円	
三、四 六〇円	
七二〇 円	
三、〇 〇〇円	
三六〇 円	

て、土地 の所有者 の利益に 及ぼす影 響が大き いものと して総務 省令で定 めるもの						
二 土地に定着する建物その他の工作物	鉄塔等を支持する場所一箇所ごとに	年額	一、五〇〇円	別表第三	(略)	

別表第二	(同上)					
------	------	--	--	--	--	--

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（あつせんをしない場合等の通知）</p> <p>第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第二項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、第五十七條第二項、<u>第百五十七條の二第二項並びに第百五十七條の三第二項</u>、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七條の三十八第三項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>（名簿の作成）</p> <p>第七条 委員会は、事業法第百五十五条第三項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、<u>第百五十七條第四項、第百五十七條の二第四項並びに第百五十七條の三第四項</u>、電波法第二十七條の三十八第五項並びに放送法第百四十二条第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の名簿の記載事項は、総務省令で定める。</p> <p>（あつせん及び仲裁の申請手続）</p> <p>第十五条 事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項</p>	<p>（あつせんをしない場合等の通知）</p> <p>第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第二項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、<u>第百五十七條第二項並びに第百五十七條の二第二項</u>、<u>電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七條の三十八第三項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十二条第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>（名簿の作成）</p> <p>第七条 委員会は、事業法第百五十五条第三項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、<u>第百五十七條第四項並びに第百五十七條の二第四項</u>、<u>電波法第二十七條の三十八第五項並びに放送法第百四十二条第四項</u>において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（あつせん及び仲裁の申請手続）</p> <p>第十五条 事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項</p>

及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七條第一項、第百五十七條の二第一項及び第百五十七條の三第一項、電波法第二十七條の三十八第一項及び第二項並びに放送法第四百二十二條第一項の規定によるあつせん並びに事業法第百五十五條第一項（事業法第百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七條第三項、第百五十七條の二第三項及び第百五十七條の三第三項、電波法第二十七條の三十八第四項並びに放送法第四百二十二條第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令で定める。

及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七條第一項及び第百五十七條の二第一項、電波法第二十七條の三十八第一項及び第二項並びに放送法第四百二十二條第一項の規定によるあつせん並びに事業法第百五十五條第一項（事業法第百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第百五十七條第三項及び第百五十七條の二第三項、電波法第二十七條の三十八第四項並びに放送法第四百二十二條第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令で定める。

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（行政財産である土地に地上権を設定することができる法人等）            第六十九条の四 地方自治法第二百三十八条の四第二項第五号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を受けた軌道経営者</p> <p>二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社及び地方道路公社</p> <p>三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者</p> <p>四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者</p> <p>五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者</p> <p>六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者及び同法第四百十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者</p> <p>2 地方自治法第二百三十八条の四第二項第五号に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p>	<p>（行政財産である土地に地上権を設定することができる法人等）            第六十九条の四 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者</p> <p>2 （同上）</p>

一	軌道	一	(同上)
二	電線路	二	(同上)
三	ガスの導管	三	(同上)
四	水道(工業用水道を含む。)の導管	四	(同上)
五	下水道の排水管及び排水渠 <small>きよ</small>	五	(同上)
六	電気通信線路	六	(同上)
七	鉄道、道路及び前各号に掲げる施設の附属設備	七	(同上)

○国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政財産に地上権を設定することができる法人）</p> <p>第十二条の五 法第十八条第二項第五号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を受けた軌道経営者</p> <p>二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社及び地方道路公社</p> <p>三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者</p> <p>四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者</p> <p>五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者</p> <p>六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者及び同法第四百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者</p>	<p>（行政財産に地上権を設定することができる法人）</p> <p>第十二条の五 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者</p>

○土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>（公共の用に供する施設等）</p> <p>第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設</p> <p>二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項の規定により同法が適用される軌道及び同法第三十一条の規定により同法が準用される無軌条電車の用に供する施設</p> <p>三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により設置する飛行場及び航空保安施設で公共の用に供するもの</p> <p>四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）にいう港湾施設（公共施設を除く。）で港湾管理者又は国若しくは地方公共団体が設置するもの及び漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）にいう漁港施設（公共施設を除く。）で国、地方公共団体又は水産業協同組合が設置するもの</p> <p>五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校</p> <p>六 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条の規定により設置される公民館</p>	<p>（公共の用に供する施設等）</p> <p>第五十八条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六 （同上）</p>

（傍線部分は改正部分）

七	図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）にいう図書館及び 国が設置する図書館	七 （同上）
八	博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）にいう博物館 （同法第三十一条第二項に規定する指定施設を含む。）及び国 が設置する博物館	八 （同上）
九	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）にいう中央卸売 市場及び地方公共団体が設置する市場	九 （同上）
十	と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）にいうと畜場及び 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）にいう 死亡獣畜取扱場	十 （同上）
十一	墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号 ）にいう墓地及び火葬場	十一 （同上）
十二	地方公共団体が設置する公衆便所、ごみ処理施設及びし尿 消化そう	十二 （同上）
十三	都市計画において定められた防火施設及び市町村が設置す る消防施設	十三 （同上）
十四	都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の 規定による水防管理団体が設置する水防に必要な機械、器具及 び資材を格納する施設	十四 （同上）
十五	砂防法（明治三十年法律第二十九号）にいう砂防設備及び 同法第三条の規定により同法が準用される砂防のための施設	十五 （同上）
十六	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業 又は水道用水供給事業の用に供する水道、工業用水道事業法（ 昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供 する工業用水道及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	十六 （同上）

にいう下水道

十七 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業により設置された施設（公共施設を除く。）

十八 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）にいう航路標識及び港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第五条第二項又は第三項の規定により港長がびよう地を指定する場合において港長が設置する船舶交通に関する信号施設

十九 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）にいう基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者がその事業の用に供する無線通信施設

二十 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）にいう一般自動車道及び同法にいう専用自動車道（同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）

二十一 駐車場法（昭和三十二年法律第六号）にいう路外駐車場

二十二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項前段若しくは第二項前段の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が指定した保安林

二十三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設及び同法第四百三十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する施設

十七 (同上)

十八 (同上)

十九 (同上)

二十 (同上)

二十一 (同上)

二十二 (同上)

二十三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設

<p>2 法第九十五条第一項第二号に規定する政令で定める施設は、国、都道府県、市町村、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、法律に基づき組織された共済組合若しくは共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、国立健康危機管理研究機構又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条の規定により厚生労働大臣の定める者が設置する病院、診療所、助産所及び同法第二条の二第二項に規定するオンライン診療受診施設並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十三条第一項第六号に掲げる療養の給付(同項第五号に掲げるものを除く。)をするのに必要な施設とする。</p> <p>3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十八条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設</p> <p>一の二 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)にいう児童福祉施設</p> <p>三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)にいう</p>	
<p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>一の二 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>三 (同上)</p>	

<p>う身体障害者社会参加支援施設で国、地方公共団体、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの</p> <p>四 前各号に掲げる施設のほか、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）にいう社会福祉事業の施設で国、地方公共団体又は社会福祉法人が設置するもの</p>	<p>四 （同上）</p>
<p>五 国、地方公共団体、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は同法第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む者が、同法の規定により行う更生保護事業の用に供する施設</p>	<p>五 （同上）</p>
<p>4 法第九十五条第一項第四号に規定する政令で定める施設は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する電気工作物及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）にいうガス工作物とする。</p>	<p>4 （同上）</p>
<p>5 法第九十五条第一項第五号に規定する政令で定める施設は、庁舎、工場、倉庫、研究所、試験所、職員研修施設、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、留置施設、通信施設、氣象観測所、水路観測所、検潮所、営舎、演習場、射撃場、飛行場、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂、動物園、植物園及び職務上常駐を必要とする職員の詰所とする。</p>	<p>5 （同上）</p>
<p>6 法第九十五条第一項第七号に規定する政令で定める特別の事情のある宅地は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 建築物その他の工作物で、構造上移転若しくは除却の著しく困難なもの又は学術上若しくは芸術上移転若しくは除却の適当でないものの存する宅地</p>	<p>6 （同上）</p> <p>一 （同上）</p>

二 学術上又は宗教上特別の価値ある宅地

二 (同上)

○自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十一条第一項及び第二項の規定の適用除外に係る用務等）</p> <p>第四条 法第十一条第三項の政令で定める特別の用務は、次の各号に掲げる用務とする。</p> <p>一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第二項の規定による災害応急対策の実施</p> <p>二 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十三条第二項の規定による自衛隊の行動</p> <p>2 法第十一条第三項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一 自動車が、工作物の損壊、危険物の爆発、火事その他の事故による危害を防止し、又は軽減する用務が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合</p> <p>二 自動車が、自衛隊法第七十七条の規定による防衛出動待機命令又は同法第七十九条第一項の規定による治安出動待機命令に基づく待機が行われている間、当該待機のため駐車することがやむを得ない場合</p> <p>三 自動車が、医師若しくは歯科医師の往診又は助産師の出張による業務が行われている間、当該業務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合</p> <p>四 自動車が、生命が危険な状態にある傷病者を看護する用務が</p>	<p>（法第十一条第一項及び第二項の規定の適用除外に係る用務等）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p>

行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

五 自動車、報道機関による報道の取材が行われている間、当該報道の取材のため駐車することがやむを得ない場合

六 自動車、次に掲げるもの

イ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げるもの

ロ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十八条第一項の規定の適用がある線路若しくは空中線又はこれらの附属設備

ハ 電気通信事業法第四百三条の十五において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項の規定の適用がある同法第四百三条の二第一項に規定する鉄塔等

七 自動車、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七十七条第一項の規定による道路の構造に関する調査が行われている間、当該調査の実施のため駐車することがやむを得ない場合

八 自動車、犯罪の予防、鎮圧又は捜査が行われている間、当該用務のため駐車することがやむを得ない場合

九 自動車、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五章の規定による退去強制手続を執行する用務

五 （同上）

六 自動車、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに掲げるもの並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十八条第一項の規定の適用がある線路及び空中線並びにこれらの附属設備に係る工事が行われている間、当該工事の実施のため駐車することがやむを得ない場合

（新設）

（新設）

（新設）

七 （同上）

八 （同上）

九 （同上）

が行われている間、当該用務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

十 自動車が、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十八条第一項に規定する事務（同法第四条第一項第六十四号及び第六十五号に掲げる事務に係るものに限る。）が行われている間、当該事務の遂行のため駐車することがやむを得ない場合

十一 火事、出水等の事故その他自己の責めに帰することのできない理由により自動車の保管場所を使用することができないため道路上の場所を当該自動車の保管場所として使用し、又は道路において法第十一条第二項各号のいずれかに掲げる行為をすることがやむを得ない場合において、新たに自動車の保管場所を確保するため通常必要と認められる間、当該道路上の場所を管轄する警察署長に届け出て当該行為をするとき。

十  
（同上）

十一  
（同上）

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第七条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 高速自動車国道若しくは道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為</p> <p>二 道路運送法による一般自動車道の造設（一般自動車道とこれ以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為</p> <p>四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは第三号（水資源開発</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p>

<p>施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p>	
<p>五 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為</p>	<p>五 (同上)</p>
<p>六 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為</p>	<p>六 (同上)</p>
<p>七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業の施行に係る行為</p>	<p>七 (同上)</p>
<p>八 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)</p>	<p>八 (同上)</p>
<p>九 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)</p>	<p>九 (同上)</p>
<p>十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又は管理に係る行為</p>	<p>十 (同上)</p>
<p>十一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為</p>	<p>十一 (同上)</p>
<p>十二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為</p>	<p>十二 (同上)</p>
<p>十三 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五百五号)に</p>	<p>十三 (同上)</p>

よる石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為

十四 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

十六 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識の設置又は管理に係る行為

十七 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）による信号所の設置又は管理に係る行為

十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為

十九 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

二十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百一十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置若しくは管理に係る行為又は同法第四百三十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する設備の設置若しくは管理に係る行為

十四 (同上)

十五 (同上)

十六 (同上)

十七 (同上)

十八 (同上)

十九 (同上)

二十 (同上)

二十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百一十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は

管理に係る行為

二十二	放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）による基幹放送の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為	二十二 （同上）
二十三	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為	二十三 （同上）
二十四	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為	二十四 （同上）
二十五	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為	二十五 （同上）
二十六	警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和三十三年法律第五十五号）による信号機の設置又は管理に係る行為	二十六 （同上）
二十七	市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為	二十七 （同上）
二十八	都県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為	二十八 （同上）
二十九	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七條第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八	二十九 （同上）

<p>条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為</p> <p>三十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為</p> <p>三十一 景観法（平成十六年法律第一百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為</p> <p>三十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為</p> <p>三十三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業又は都県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為</p> <p>三十四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為</p>	<p>三十 （同上）</p> <p>三十一 （同上）</p> <p>三十二 （同上）</p> <p>三十三 （同上）</p> <p>三十四 （同上）</p>
--	--

○近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第六条 法第八条第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 高速自動車国道若しくは道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為</p> <p>二 道路運送法による一般自動車道の造設（一般自動車道とこれ以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為</p> <p>四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは第三号（水資源開発</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第六条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p>

<p>施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)</p>	
<p>五 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為</p>	<p>五 (同上)</p>
<p>六 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為</p>	<p>六 (同上)</p>
<p>七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第三項に規定する保安施設事業の施行に係る行為</p>	<p>七 (同上)</p>
<p>八 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)</p>	<p>八 (同上)</p>
<p>九 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)</p>	<p>九 (同上)</p>
<p>十 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為</p>	<p>十 (同上)</p>
<p>十一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為</p>	<p>十一 (同上)</p>
<p>十二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為</p>	<p>十二 (同上)</p>
<p>十三 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五百五号)に</p>	<p>十三 (同上)</p>

よる石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為

十四 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

十五 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

十六 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）による航路標識の設置又は管理に係る行為

十七 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）による信号所の設置又は管理に係る行為

十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為

十九 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

二十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百一十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置若しくは管理に係る行為又は同法第四百三十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する設備の設置若しくは管理に係る行為

十四 (同上)

十五 (同上)

十六 (同上)

十七 (同上)

十八 (同上)

十九 (同上)

二十 (同上)

二十一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百一十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は

管理に係る行為

二十二	放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）による基幹放送の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為	二十二	（同上）
二十三	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為	二十三	（同上）
二十四	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為	二十四	（同上）
二十五	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為	二十五	（同上）
二十六	警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和三十三年法律第五十五号）による信号機の設置又は管理に係る行為	二十六	（同上）
二十七	市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為	二十七	（同上）
二十八	府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為	二十八	（同上）
二十九	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七條第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八	二十九	（同上）

<p>条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第一百四十三条第一項若しくは第二項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為</p> <p>三十 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為</p> <p>三十一 景観法（平成十六年法律第一百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為</p> <p>三十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為</p> <p>三十三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業又は府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為</p> <p>三十四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為</p>	<p>三十 （同上）</p> <p>三十一 （同上）</p> <p>三十二 （同上）</p> <p>三十三 （同上）</p> <p>三十四 （同上）</p>
--	--

○都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 高速自動車国道若しくは道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為</p> <p>二 道路運送法による一般自動車道の造設（一般自動車道とこれ以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為</p> <p>三 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為</p> <p>四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号ハ及び第五号を除く。）に規定す</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p>

る業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

五 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

六 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為

七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為

八 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

九 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十 地方公共団体又は農業、林業若しくは漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に關し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）若しくは管理に係る行為又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う鉄道施設の管理に係る行為

十二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつて

五  
（同上）

六  
（同上）

七  
（同上）

八  
（同上）

九  
（同上）

十  
（同上）

十一  
（同上）

十二  
（同上）

は、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為	十三 (同上)
十三 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為	十三 (同上)
十四 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五号）による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為	十四 (同上)
十五 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為	十五 (同上)
十六 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為	十六 (同上)
十七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設（鉄道及び軌道（駅等を除く。）に限る。）、航行補助施設、港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）若しくは港湾環境整備施設の設置若しくは管理又は臨港交通施設（道路及び橋りように限る。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他当該施設の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為	十七 (同上)
十八 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）による外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設（鉄道（駅等を除く。）に限る。）、航行補助施設若しくは漁港環境整備施設の設置若しくは管理又は輸送施設（道路及び橋に限る。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他当該施設の現状に著しい変更を及ぼさないものに限	十八 (同上)

る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

十九 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識の設置又は管理に係る行為

二十 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)による信号所の設置又は管理に係る行為

二十一 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第九十六条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為

二十二 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

二十三 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為

二十四 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百一十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置若しくは管理に係る行為又は同法第四百三十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する設備の設置若しくは管理に係る行為

二十五 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)による基幹放送又はテレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。)の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二十六及び二十七 削除

二十八 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による一般

十九 (同上)

二十 (同上)

二十一 (同上)

二十二 (同上)

二十三 (同上)

二十四 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百一十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備の設置又は

管理に係る行為

二十五 (同上)

二十六及び二十七 (同上)

二十八 (同上)

送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の設置（発電用の電気工作物及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

二十九 (同上)

二十九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物の設置（同法第二条第二項に規定するガス小売事業の用に供するガス工作物の設置及び液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

三十 (同上)

三十 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するため

三十一 (同上)

三十一 警察署の派出所若しくは駐在所又は道路交通法（昭和三十三年法律第五十五号）による信号機の設置又は管理に係る行為

三十二 (同上)

三十二 市町村が行う消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

三十三 (同上)

三十三 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為

三十四 (同上)

三十四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第

<p>九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物又は同法第四百四十三条第一項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為</p>	<p>三十五 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の保存に係る行為</p>	<p>三十六 景観法（平成十六年法律第一百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物の保存に係る行為</p>	<p>三十七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為</p>	<p>三十八 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）による公園事業又は都道府県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為</p>	<p>三十九 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行として行う行為</p>
<p>三十五 （同上）</p>	<p>三十六 （同上）</p>	<p>三十七 （同上）</p>	<p>三十八 （同上）</p>	<p>三十九 （同上）</p>	

○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）</p> <p>第四条 法第百四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）内における現状変更の規制の基準に関しては、この条の定めるところによる。</p> <p>2 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村が都市計画に定めた保存地区にあつては当該市町村の長及び教育委員会とする。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。</p> <p>一 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却</p> <p>二 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの</p> <p>三 宅地の造成その他の土地の形質の変更</p> <p>四 木竹の伐採</p>	<p>（伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制の基準）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p>

五 土石の類の採取	五 (同上)
六 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの	六 (同上)
<p>3 市町村の教育委員会は、前項の規定により許可を受けることとされている行為で次に定める基準（特定地方公共団体でない市町村の長にあつては、第八号に定める基準）に適合しないものについては、許可をしてはならないものとする。</p> <p>一 伝統的建造物群を構成している建築物等（以下「伝統的建造物」という。）の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>二 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>三 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。</p> <p>四 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。</p>	<p>3 (同上)</p> <p>一 (同上)</p>
五 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の	五 (同上)

位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。	
六 第四号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。	六 (同上)
七 前項第三号から第六号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。	七 (同上)
八 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。	八 (同上)
4 第二項の規定による許可には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができるものとする。	4 (同上)
5 国又は地方公共団体の機関が行う行為については、第二項の規定による許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国又は地方公共団体の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村の教育委員会に協議しなければならないものとする。	5 (同上)
6 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第二項の規定による許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知しなければならないものとする。	6 (同上)
一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市	一 (同上)

施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設、自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為、土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等文部科学大臣の指定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為（当該保存地区の保存に支障があると認めて条例で定めるものを除く。）

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十條第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、認定鉄塔等提供事業（同法第四百三條の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業をいう。）、基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二條第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項

二 道路、鉄道若しくは軌道、国若しくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十條第一項に規定する認定電気通信事業をいう。）、基幹放送

（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二條第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）、水道若しくは下水道、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又はガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路、駅、操車場、車庫並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項

第十四号に規定する発電事業をいう。)の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。

第十四号に規定する発電事業をいう。)の用に供する蓄電用の電気工作物の新設に係るものその他当該保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めて条例で定めるものを除く。

改正案	現行
<p>（特定情報通信事業）</p> <p>第二条 法第三条第七号の政令で定める事業は、次のとおりとする。</p> <p>一 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であつて、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）</p> <p>二 移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。）その他の電気通信設備（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この号及び第十一条第二項第四号へにおいて同じ。）に係るプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）の開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業</p> <p>三 ソフトウェア業（主務省令で定めるものに限る。）</p>	<p>（特定情報通信事業）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。）その他の電気通信設備（同法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この号及び第十一条第二項第四号へにおいて同じ。）に係るプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）の開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業</p> <p>三 （同上）</p>

- 
- 四 自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業
  - 五 入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であつて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置その他の顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業
  - 六 情報を収集し、データベースに記録し、及び保存し、並びに当該データベースに記録された情報を顧客に提供する事業
  - 七 情報通信産業に属する事業のうち、顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除く。）
  - 八 事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導、助言及びサイバーセキュリティに関する保証を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用す
- 

四  
（同上）

五  
（同上）

六  
（同上）

七  
（同上）

八  
（同上）

る者のサイバーセキュリティの確保を支援する事業

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 法第百二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号の電気事業者がその事業の用に供する発電用若しくは蓄電用の施設（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）</p> <p>二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十三項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第二項のガス小売事業（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の用に供するものを除く。）</p> <p>三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であつて、これらの事業のため一日につき十立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの</p> <p>四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項の鉄道施設又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であつて、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその</p>	<p>（生活関連等施設）</p> <p>第二十七条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p>

他の用に供するもののうち、当該施設の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上であるもの

五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）

がその事業の用に供する交換設備（同法第十二条の二第四項第三号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同号ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）

六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第二条第十五号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う放送法第二条第四号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第二十号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であつて、同法第九十一条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から同法第二条第一号の放送をされる同条第二十八号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再放送することを主として行うもの以外のものの無線設備

七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項第一号の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号の国土交通省令で定める水域施設若しくは係留施設

八 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲

五 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号の電気通信事業者（同法第九条の登録を受けた者に限る。）

がその事業の用に供する交換設備（同法第十二条の二第四項第二号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が三万に満たないもの及び同号ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が三万に満たないものを除く。）

六 （同上）

七 （同上）

八 （同上）

<p>           げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第五条の二第一項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項の航空保安施設         </p> <p>           九 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二章の規定の適用を受けるダム         </p> <p>           十 法第百三条第一項の危険物質等の取扱所         </p>	<p>           九 （同上）         </p> <p>           十 （同上）         </p>
--	---

改正案	現行
<p>（事業政策課の所掌事務）</p> <p>第九十二条 事業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関すること（放送に係るものにあつては有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものに限り、データ通信課、電気通信技術システム課及び安全・信頼性対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に規定する電気通信事業の登録に関すること。</p> <p>四 電気通信事業法第一百七十七条第一項に規定する電気通信事業の認定に関すること。</p> <p>五 電気通信事業法第四百十三条の二第一項に規定する鉄塔等提供事業の認定に関すること。</p> <p>六 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社、同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社の組織及び運営一般に関すること。</p>	<p>（事業政策課の所掌事務）</p> <p>第九十二条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 （新設）</p> <p>五 （同上）</p>

（傍線部分は改正部分）

七 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

六 (同上)